

# 教育行政研究における「国家」把握の問題について

岩 橋 法 雄

On the Grasp of 'State' in the Study of Educational Administration

Norio Iwahashi

## 序

今日、あらためて国家の問題、国家の理論についての実践的かつ知的関心が著しく高まっている。そして、この高まり自体をいかに分析的に把握するかということも、その方法意識に関わって、一つの重要な問題となっているように思われる。つまりイデオロギー的には「『幻想』の国家論と国家の『幻想』論」<sup>1)</sup>に真に対決しつつ、人類普遍史的な意味での「人間的解放」<sup>2)</sup>の道筋で、経済的・社会的構成体との連関における、およびその移行過程の経済的土台との連関における、国家の役割と性格を解明するという方法意識が殊に重要になっている<sup>3)</sup>。換言すれば、ヘーゲル以来の「市民社会」と「政治的国家」（「政治社会」）およびそれらの弁証法的関係を、「土台」と「上部構造」の実体主義的理解の枠にとどめることなく<sup>4)</sup>、「市民社会と政治的国家（「土台」と「上部構造」）が、もはや分離されたものとして観念されえず、両者の融合・相互浸透が拡大し、社会そのものの『政治化』と政治の『社会化』が不断に進みつつある」<sup>5)</sup>ところの今日のその要請に応える方向で、いかに解明するかということである<sup>6)</sup>。とはいえ、このことは、全く機能主義的に理解し、政治を社会の中に溶解し「国家」概念を無化することを決して容認するものではない。むしろ、高度に徹底した批判でなくてはならない。さもなくば、実体主義的理解をも克服していけないであろう。そして、これらのことは、政治・法・経済・歴史の諸科学だけではなく、教育行政研究にとっても然りである。

そこで本論稿では、「国家」把握における方法意識に関わっての上述の問題自覚から、教育行政研究における「国家」把握の問題状況の吟味を試みる。つまり、そのことは、教育行政研究の方法視角性という意味において、教育行政研究における「国家」の定位を解明する、その方法論的予備作業を意味する。

## I 戦後日本教育行政研究における方法観の基調——「国家」把握の面からみて——

戦後日本教育行政研究での方法論上における従来の理論問題は、大きくいって、二つの視座での整理が可能と思われる。一つは、政治・行政二分論（以下「二分論」と略す場合もある）の志向とその克服における相剋であり、他の一つは、民主的行政（管理）の論の追求である。

1. 宗像誠也は、その著書『教育行政学序説』（1954年）で、教育行政研究の思惟の諸様式として、教育行政法規の解釈学（従来の官僚のための法規学を克服し、真に国民のための法規解釈〔創造〕研究を提起する）、比較教育制度的研究、経営学的研究、社会学的研究（教育政治学的研究といってもよいと彼自身している）の、四つをあげている。そして、「教育政策」「教育行政」の定義に関しては、周知の「教育政策とは権力に支持された教育理念であり、教育行政とは権力の機関が教育政策を現実化することだ」という定義を与えている。

ところで、今、我々は、宗像によるこの思惟様式の整理及び定義そのものの理論問題に真正面から立ち入る必要はない。ここでは、次のことを確認しておきさえすれば、事足りるのである。

一つに、その思惟様式の整理が、戦後一貫して、研究の客観的事態を相当かつ正当に反映してきたものであるといえることであり、その反映しているという点では、今日においても大きく変更を加えられる必要のないものであるということ。二つに、かの定義について言えば、それは（自己の定式化に至る問題意識をも含めて）、国家の教育に対する権力的支配性を把握することにおいて、戦後日本教育行政研究の指導的な一大潮流（一般に「内外事項峻別論」として理解された、“国家からの自由”の主張における「国家」の論理的定位を想起すればよい）を中核的に担ってきたこと、そしてそれは、今尚、基本的には、大勢的な理論的イデオロギーの形態であること。そして第三に、それは、戦後日本教育行政研究におけるアメリカ教育行政理論の影響を、少なからず反映しているということである。つまり、その理論のもつ欠陥に起因する影響をもである。

以下、この事に関わって少考しておく。

2. ここでいうアメリカ教育行政理論の欠陥とは、政治と行政の二分論の志向とその反省論に依然として貫徹されている科学方法上の世界観（哲学観）および「国家」把握に関わってのことを意味している。

「二分論」の志向では、行政を全く機械的に二分断された一機能としての執行機能のみに結局は位置づけることになり、政策及び政策形成における行政のダイナミックスを捨象することになり、政策として顕現される政治の質を行政との連関では不問にする<sup>7)</sup>。つまり、所与たる目的の遂行における効果(能率)性という機能面のみを専らの対象にし、政治ひいては国家を行政研究の対象から除外し、そのことによって現実の国家支配を教育行政研究領域においては客観的には免罪しているという、極めて虚偽性の高いイデオロギー形態を形成しているのである。更に言えばこうである。そこでは、行政(管理)論が、組織理論、経営理論と相互に補完し合いながら追求されるが、それは、専ら機能主義的な、目的遂行における合理性の追求に関わる理論の次元（しかもそれらは、価値認識に関しては、目的の質にではなく、いかなる目的であってもそれに関係なく、ただ遂行の度合いに価値基準をおくものである）に解消され、そうした機能および組織体自身のもつ政治的役割（意味）、そしてそのことの国家・社会の民主的変革に対する意味の追求が全く無視されるかまたは軽視されるのである。

こうした基調は、今世紀前半のアメリカ社会科学を支配した論理実証主義とプラグマティズムの強い影響の下で生まれた、徹底した論理主義と分析主義（それ故、アトミズム）にその端を発している。つまり、「社会において可視的なものは個々のアトムであり、このアトム＝唯一“経験的”に感覚しうる対象について語ることのみが科学的であり、“社会”“国家”等々、直接感覚しえないものを実体であるかのように語ることは、非科学的であるといった見地<sup>8)</sup>」にである。この基調は、社会の激動の中で、単位実体の運動の究明に単位実体相互間の関係の認識と単位実体それ自体が内的構造をもつ一つの総体であることの認識との必要に反省を迫られる中で生じてきたところの<sup>9)</sup>、「科学的管理法」や後の「社会システム理論」においても、やはり貫徹しているのを見ることができる。勿論、それらや、さらには近年にみる「教育政治学」という志向には、「二分論」の典型的具現をみることは容易でない。むしろ、そのことへの反省という要素の発見の方が容易ですらある。しかし、それらは、依然として科学方法論的には、“経験的”に感覚しうる対象について語ることのみが科学的であるとする基調を克服しきれないところから、たとえ“価値”概念を定立しての論理構築の試みにおいても、せいぜい機能主義的な把握に、つまり、大概、その機能の具現姿態での把握（また、そこから帰納的にのみ推論可能な範囲での論理処理を

もって一般理論とする傾向、およびその意味での一般理論化への強い志向；「モデル」論的アプローチはその一つの典型と理解される<sup>10)</sup>に、結果として、満足を見い出さざるをえなくなっている<sup>11)</sup>。

すなわち、政治・行政二分論の志向は、その典型的な形態には反省を迫られつつも、政治・行政の機能主義的な把握の中に、「二分論」志向が有してきた基本的な世界観（哲学観）である、「国家」「社会」「階級」実体の否定観（そのことは、国家独占資本主義段階における「同質社会」イデオロギーの役割を担う）を貫徹させているのである。そこにこそ、「二分論」志向の今日における問題性があるのである。そこでこの「国家」は、結果として、その機能においてのみ問題対象たりえてくるところから、一つは、階級支配装置の実体として実体概念として対象化されることを全く顧慮されない、そして他の一つに、現実に経験しうる二つの機能をもって「二重機能」論<sup>12)</sup>的にその本質を把握されていく危険性を有している。つまり、「二重機能」論的把握は、二元論的に二つに国家の機能をとらえ、その「公共機能」自体のもつ階級性格を欠落させるのである。それは、発生論的には国家発生の二段階論であり、詰まるところ「公共機能」こそ本質的だとするものである<sup>13)</sup>。こうして、国家独占資本主義の段階においてますます行政機能を拡大し、「行政国家」・「福祉国家」というイデオロギー的粉飾のもとにその階級性を否定する、有力な一つの「国家幻想」を支えることになる。

かくして、政治・行政二分論の志向およびその機能主義的反省論に伏在している「国家」把握の本質を見すえることが、教育行政研究の国家の問題の重要な一つとして、その方法意識において自覚されねばならない。

3. 戦後日本教育行政研究へのアメリカ教育行政理論の影響の基調を、政治と行政の二分論とその欠陥として、主としてアメリカにおけるその基調の動向を反射鏡としつつ総括的にみてきたのであるが、もうひとつ看過しえない「二分論」の負の影響としての側面も、科学方法観の「左」右の偏向の前者として、方法意識の問題に自覚される必要がある。それは、「二分論」における没階級的「国家」把握の基調に反発するあまりに、政治と行政を政治に一元化して把握する。つまり、政治の質の問題として抽出される国家の「権力的統制機能」に階級的支配をみるが、「公共機能」との関連を捨象するのである。これは、国家論の領域においては、その本質把握における「国家の便利論」<sup>14)</sup>とされているものである。

ここで、宗像になる思惟様式の整理および定義を手掛りにして、考察をすすめよう。宗像のかの定義における思考は、「二分論」における“権力支配の階級性の吟味がその研究対象から排除される”没階級的・機能主義的教育行政観に対する批判に、向けられている。このことが、まず第一に、正当かつ相当に評価されねばならない。

しかしながら、そこにおける政治・行政二分論批判的方法的自覚にも、二つの点で、理論的な弱点を内在せしめている。一つは、国家＝階級抑圧機関唯一論に消極的ではあるが陥入る契機を有しているという点であり、他の一つは、「二分論」に逆の意味で結局は陥入っている点である。

かの定義に反映されている思考は、やはり、政治と行政を二分していることになる。いわゆる「二分論」と異なる点は、「政治」分析（かの定義では、「権力に支持された教育理念」としての「教育政策」）に重点がおかれる点である。そして、「教育行政とは権力の機関が教育政策を現実化する事だ」と、狭義の「行政」観においては、所与となった価値・目的に関しての純然たる執行機能としてのみとらえられている。そこにおいては、次の点が、もっとその方法意識にお

いて自覚されねばならなかった。つまり、兵頭泰三の指摘するように、「教育目的は行政部を通過することによってその実現のされかたは一つではないし、ある場合には屈折し、さらには地方段階を経過するに及んで実現されずに終ることさえあるからである。かくして、中央・地方の教育行政機関を通ずる政策形成と執行のダイナミックスを明らかにする方法論の確立が要請されることになろう」<sup>15)</sup>という点をである。

こうしたことが、「恒常的教育紛争」（兼子仁）といわれる特殊日本的な事態の中で、一方では権力の教育支配に対するその政策批判の理論と教育法規の国民的解釈の論理の構築の著しい発展を促したけれども、またそのことに実践の必要の度合からおわれざるをえなかったのではあるが、民主的行政(管理)論の追求に相対的な弱さをもたらしている一つの重要な理論的原因となっているのである。つまり、一例を示せば、宗像・伊藤（和衛）論争として周知の、いわゆる「学校重層構造論」をめぐる論争<sup>16)</sup>においても、その「学校重層構造論」としての伊藤理論が客観的に有している政治的性格、政治・行政二分論の機能主義的管理論に伏在した“教員の権力的統制・管理”に対する批判は相当に展開しえたが、逆に、労働定量の指標等をはじめ、管理・運営の合理性の民主的追求を、教育労働の特殊性の解明と民主的な「教師像」定立との有機的連関のもとでなすことに対しては不充分性を免れず、「最高決定機関」としての「職員会議」を理想的に対置しうるにとどまっている、ということである。

更には、その権力批判の質においても、地方のそれを含めて公権力の民主的変革における、行政の民主化のもつ意味(可能性と限界)を、行政ひいては公権力そのものを民主的に担っていく政治主体の形成（それは権力に対置した批判的運動——宗像の「教育運動」<sup>17)</sup>——の民主的主体形成の域にとどまらず、そうした主体の継起的発展の上においてこそ形成されるべき民主的政治主体の発展を意味する）なる視角から究明するという課題は、その方法意識に未だ理論的に自覚されてはいない弱点を有する。これは、“国家からの教育の自由”としての主張の中に、国家（或いは政治）と教育の有機的連関を、国家の生成・発展・消滅の全過程の展望に定位させつつ合理的変革的に追求することへの消極性及び否定性として、その理論的意識形態を形成し助長することに、一つの大きな役割を担うのである。教育は、近・現代においては“社会的に組織された教育”として顕現し、すぐれて国家の「公共機能」の側面をもって現象していることから、事柄はより複雑になっている。つまり、かの権力批判は、「公共機能」に潜む権力の階級的支配に対する批判にもなっており、逆に、それだからこそ、その「公共機能」の有する積極的意味と限界を追求することの「国家」把握（そして「教育行政」把握）における方法的自覚の弱さは、国家＝階級抑圧機関（暴力的強制装置）という質を、一面的に強調している結果となるのである。ここに、結果的に「国家便利論」的思考に相通じていくことの可能的な理論的弱点があるのである。

ところで、少しく補足しておかねばならないことがある。それは、“政策形成と執行のダイナミックスを明らかにする”ということに関わってである。宗像は、かの思惟様式の整理における「社会学的研究」の重要視にみるように、決して上記の課題に無自覚であったわけではない。むしろそのことの強烈な自覚が、後に「教育運動」の主体的認識を産むことになり、総体としての社会的教育現象の構造分析の定式（「教育政策・対・教育運動」<sup>18)</sup>）の創造に連なるのである。しかし、そこでもまだ、行政は政策への完全なる従属機能であり、運動を担う民主的主体の形成は、行政ひいては公権力そのものを民主的に担う政治主体の形成へと、継起的・発展的にはとらえられていない。そこにおいても、やはり依然として、「国家」把握における上記に示した理論的弱点が貫いて存在しているのを、我々は確認するのである。

以上、冒頭に示した二つの視座をもって戦後日本の教育行政研究の動向を、その「国家」把握の側面から（但し、当該の諸理論においては、その「国家」把握が明示的に語られているとは決していえないが）照射するとどのように見ることができるとかという意味で、総括的な検討を試みてきた。そして我々は、政治・行政二分論の没階級的・機能主義的な科学方法観が、ポジティブとネガティブの両方の意味で深い影響を及ぼしていることを知った。しかもそのネガティブな面での影響及びその克服が、近・現代において教育が“社会的に組織された教育”としてしかもすぐれて国家の「公共機能」において現象していることから、いわゆる「公教育」の本質把握とそこにおける「国家」の定位の解明という課題を必然的に担ってきていることをも予見的にはあるが知りえた。そこで次章では、この「公教育」把握の問題と関連させながら、今日のエデュケーション研究における「国家」把握の二極志向の検討にはいらねばならない。しかしその際、次のことの方法意識的自覚においてなされねばならない。それは、先に象徴的に宗像にみた“国家からの自由”を基調とする諸理論（以下「前者」）に対しての「左」・右からの批判・否定（つまり「不連続」）という形で、その二極志向が明確な理論的イデオロギー形態たるということである。換言すれば、連続なる意味からは、前者に対する「左」・右の批判・否定の中にこそ、前者の弱点の二極的顕現を看破することである。

## II 教育行政研究における教育と国家把握—その二極志向の問題性—

1. 伊藤和衛は、「公教育を国家的契機に重点をおいてとらえるか、市民社会の組織化過程としてとらえるか、は教育行政研究においても重要な課題である」<sup>19)</sup>と指摘し、そこで氏自身は、「そのような二者分裂的なとらえ方でなく、両者の統一・止揚をどのようにはかっているのか、という点に問題が絞られるべきである」<sup>20)</sup>とする<sup>21)</sup>。では彼は、どのようにその統一・止揚をはかろうとしているのか。彼は、まず二つのシエーマをもって、ことにあたろうとしているように思われる。一つは、教育行政現象＝国家の教育への関与、である。他の一つは、「民主主義的国家」の教育への関与の仕方＝「経営管理的ないし行政管理的側面の強調」、である。そして、少し長いが引用してみると、彼は次のように展開するのである、「国家の教育権は、国民主権国家においても、代議制民主主義をとっている限り当然に考えられるところであるが、では誰れのために国家の教育権が奉仕されるかという、いうまでもなくそれは、国民の福祉のためである。したがって、『教育と国家』論における教育行政研究は、従来の行政統制論から、国民の福祉のための効率を考える行政管理論へと展開していかねばならない。すなわち、福祉国家教育論への展望が必要である」<sup>22)</sup>と。

つまり伊藤がいう両者の統一とは、本質的には、政治・行政二分論の没階級的・機能主義的行政観に収斂することである。なるほどそこでは、国家についても積極的に語ってはいる（「福祉国家」として）。しかし、その国家本質観は、彼の「絶対主義的国家」と「民主主義的国家」の区別が事実上において前者を国家論のカテゴリーの外に置くことから出発するのである。つまり、「権力的統制の面を強調する絶対主義的国家」とはちがって、今日資本主義社会における国家は「国民主権」と「代議制」を有している意味で「民主主義的国家」であり「行政管理」（「経営管理」）が強調されるのであるとして、事実としての歴史発展のうちに「絶対主義的国家」を葬り去ることによって、同時に彼の「民主主義的国家」（傍点は岩橋）からも「権力的統制」の面をそれとなく「葬」っているのである。伊藤にあっては、資本主義段階における、しかも予め抽象された「国民主権」と「代議制」をその概念内包とする「国家」、すなわち彼のいう「民

主義的国家」のみが、国家論のカテゴリーにおいて対象とされるのである<sup>23)</sup>。さらにいえば、そこでは、「国民主権」「代議制」という民主主義の指標を、「民主主義的国家」という概念の使用のもとに、国家の本質把握の指標にすりかえているのである。

かくして伊藤は、そこから、国家の階級的支配の機能を本質的に捨象し、国家＝＜国民の国民による国民のための共同事務を遂行する機関＞唯一論に論じつめれば帰着するのである。そしてここで彼の「福祉国家」が登場する。よって教育行政は、そうした国家の機能の遂行の効率を専ら問題とする、彼のいう「教育経営」になるのである。つまり教育行政は、国家＝共同事務遂行機関が定立されかつア・プリオリにされたうえで、二分断される政治・行政の后者に位置づけられ、最も機能主義的に扱われるのである。

もっとも伊藤とて、現実の国家の教育支配による矛盾を無視はしえない。それだからこそ「行政参加」をもって、行政における民主主義の徹底（「市民」の主体的参加による、「市民」の意志のよりよき反映、と同時に「市民」の同意のより大きな獲得——これは機能遂行の能率向上には不可欠な一大要素である——）を志向する。しかし、それは、彼のいう「民主主義的国家」（傍点は岩橋）の質に関わるのではなく、「民主主義的国家」（傍点は岩橋）の枠内での、かつ決して「量から質へ」の転換を生じさせない程度での、「民主主義」性の量的発展なのである。つまりそれは、国家の民主主義的変革を展望するものでないことは無論であるが、「公共機能」を通じて貫徹される「権力的統制機能」の側面を国民をしての「主体的同意」の内にとりこませるための、イデオロギー的役割を担っている。このことに、より大きな注意が向けられねばならない。彼の「行政参加＝教育行政の直接民主主義」は、政治・行政二分論に立った上での、現存国家（資本主義的階級国家である）の機能の遂行の効率を専らとするとともに、つまり、その遂行を円滑にかつ高度の能率をもって行いうるための“国民の同意の動員”に、客観的には、位置づいているからである。

2. これに対して持田栄一は、そのかぎりでは相当に、批判的な態度で、「『近代』における教育行政の理論は、公教育の本質とか、教育と国家の関係とかいった問題を直接的に問うことをしないで、これを行政技術に昇華してとらえるという点で特徴的である」<sup>24)</sup>と指摘している。そして彼は、「『近代』教育行政は、客観され専門化された行政技術の操作として現存するものの、そのような行政技術は『近代』における『公教育』体制、『教育と国家』の関係と無縁のものではなく、それによって基礎づけられている」<sup>25)</sup>とし、政治・行政二分論の没階級的・機能主義的把握を批判している。

それでは、彼の教育行政研究における「国家」観は、いかなるものであろうか。彼は、一般に「国家」について、「『国家』は、もともと市民社会における支配的秩序を維持することを課題として成立し現存するもので、そのためには、支配階級の支配的意志を物理的強制力によって徹底させるとともに、幻想的共同理念（——形式的には共同理念の形態をとりながらもその実、支配階級の特殊意志）へ市民社会の構成員をインテグレートし、順応させるヘゲモニー機能を振う。この意味で、『国家』は物理的強制装置であるとともに『共同幻想』として『イデオロギー』でもある」<sup>26)</sup>と理解する。

彼の「国家」把握は、確かに、「共同事務」を遂行する「公共機能」の執行契機及びその現実態に不可避免的に貫徹されむとしていた階級的支配（支配階級の特殊利益の実現、支配階級の特殊意志への「市民社会」構成員のインテグレート）を、先の「二分論」の基調とはちがって、「鋭」く指弾してはいる。しかし、これで相当であらうか。私は、そこに「国家便利論」の基調と同

じく、「公共機能」の問題をとりあげつつもそれを通じての階級支配のみを強調し（しかも観念論的に転倒させたイデオロギーとしてのみを強調し〈後述〉）、つまり論じつめれば、「公共機能」遂行は階級支配の便宜性の側面からのみ契機づけられ、何故国家が「公共機能」の遂行を不可欠のものとして担わねばならぬのか又担いうるのかの必然的側面が、十分に方法意識上に自覚されていないように思われる。

つまり、ここで問題になるのは、一つに国家の発生をどのようにみるかであり、他の一つに国家そのものの「幻想」性を、徹底して経済的諸関係の反映及びそれに対する相対的独自性という範疇でとらえるか、「イデオロギー的諸関係」のそれではなく「イデオロギー」そのものとして自立化させる方向でとらえるか、である。

第一の点について少しく補言しておく。つまり、国家の発生を「階級」の発生以前にみる立場（「二重機能」論）があり、この立場は、治水などの公共事業と同様にその社会の防衛及び他共同社会の侵略のための戦争機能としての暴力機能（従って被征服者たる「奴隷」に対する暴力的支配機能）を、その社会構成員にとっての国家の「公共機能」として把握するのである。これは、その社会構成員自身の中における階級分化を、そして国家の暴力機能はその社会における階級抑圧を旨とするということは、方法自覚的に把握しきれていないのである。そして、一般的には、「二重機能」として、その後の階級社会における国家の機能を「公共機能」と「階級抑圧機能＝暴力機能」として把握するが、本質的には後者の側面が前者に包括され、国家の本質＝「公共性」に帰着するのである。

この「二重機能」論に対して、「国家便利論」は、国家の発生を、まさに奴隷に対する支配（階級的支配と規定している）を目的とするところにみる。つまり、「便利論」は、「二重機能」論とちがって、一見すれば階級発生との関わりで国家の発生をとらえているように思えるが、実はまた、ここにこそ問題が存する。「便利論」でいうことでの「階級」は、奴隷（主に被征服者）をその社会内にストレートに構成してのそれであり、社会的分業の生成・発展とともに元来の社会内部における階級分化としての、本来の「階級」を意味していないし、そうした階級の発生との関連で国家の発生をとらえられていないのである。つまり、「二重機能」論・「便利論」の両者ともに、階級発生以前に国家の生成をみているのである。それ故に「便利論」は、社会的分業の展開とともに必然化する社会における「公共機能」を、階級支配のシステムとしての国家が、二つの機能の一つとしてではなく、階級支配における二重の機能の一側面として必然的に担う道筋を、明確にかつ方法意識上においてもとらえることができなくなるのである。換言すれば、国家は、何故に、その外被として「共同幻想」性をまとうのか——このことが国家の具体的実体分析において追求されるというよりはむしろ、外被ではなく本質としてとらえられるため、「イデオロギー」そのものとして自立化していくのである。

さて、持田氏の「国家」把握に則して、今少しく一考してみよう。

彼がその「国家」把握の前半でいっているように（好意的に解釈して）、確かに国家は、「支配階級の支配的意志を物理的強制力によって徹底させるとともに、幻想的共同理念……へ市民社会の構成員をインテグレートし、順応させるヘゲモニー機能を振う。」しかし、そこから、国家の本質を、「『国家』は物理的強制装置であるとともに『共同幻想』として『イデオロギー』でもある」（傍点は引用者）とすることは理解できない。やはり彼も、国家の本質を、一度その機能次元に引き下げたうえで、かの「イデオロギー」関係としての「共同幻想」性を「イデオロギー」としてのみ抽出し、かつ「自立化」させることによって、それを国家そのものの「本質」

（「外被」では決してない）へ昇格させるといふ観念論的転倒をおこなっているのである。

なるほど、確かにマルクスも、『ドイツ・イデオロギー』の中で、“国家が「幻想的な共同性として存在する」<sup>27)</sup>”と述べてはいるが、それは、決して国家の本質規定をしたものではない。山科三郎がマルクスの上記一節の下りにおける結びとしての「労働の分割によって当然すでになければならぬはずの諸階級を現実的土台にふまえている」<sup>28)</sup>を引証し示しているように、「国家は社会的分業が階級分裂・対立へと転化していくことを歴史的前提として存在することを主張しているものにほかならない」<sup>29)</sup>。すなわち、階級の発生から国家の本質を規定することなくその途上で生ずる「幻想的な共同社会性」を経済構造や階級関係などの物質的基礎から「自立化」し、それを国家の本質とすることを、殊に戒めているのである。以上が持田の「国家」把握における基本的な方法的欠陥と考えるのである。更に展開すればこうである。本項前段にて少し長い引用しておいた持田の「国家」把握（註26の部分）に、今一度、注目してほしい。そこにおいては少なくとも、「物理的強制力」と「ヘゲモニー」の両機能が定立せられ、それに対応させられる形で「物理的強制装置」—「『共同幻想』として『イデオロギー』」（「国家」定式）が定立されており、素直に読解すれば、「ヘゲモニー」機能は専ら「『共同幻想』として『イデオロギー』」として国家が在るから働くとして理解されているように思われる（ここに私は、「共同幻想」理念の自立化をみるのである）。この「共同幻想」の自立化は、彼の論理において、どのような役割を果たすのであろうか。国家の機能の「公共機能」形態に関してしてみよう。それは、まさしく「幻想」理念として理解され、そこにおける「支配階級の意志の注入」ということのみがとりあげられることになる。それは、「共同幻想」性の現実的土台に、「特殊利益」と「普遍的利益」の対立矛盾の存在を、そしてその止揚をめぐる階級闘争の存在をみないで、支配階級の「特殊利益」追求が、「普遍的利益」という全くの「幻想」理念の下で、なされているにすぎないという基調になる。よって、そこでの民主的変革的契機、及びその主体形成は、全くの幻想として否定されるのである。いわば「公共機能」は、人々の「意識」におけるそれであるとされ、内的矛盾をはらんであるが、やはり人々の「意識」の外に存在していることをみないのである（こうした彼の理解は、いわゆる「幻想国家論」<sup>30)</sup>の、その一つのバリエーション的性格を有している）。

ところで彼は、グラムシの示唆をも受けて、ヘゲモニー機能にあずかるものとして「官僚制」は無論のこと「市民社会」内部の「私的」な諸集団（学校や教会等を含む）をあげ、とりわけ「公教育」との関連で、教員団体をその重要な内包としていると考えられる「教育関係団体」に注目し、それ（「教育関係団体」）による「自主規制、補助金の交付、指導助言等々を通して行われる専門的官僚制によるヘゲモニー機能が重要な支柱となる」<sup>31)</sup>としている。確かにグラムシはこのことを指摘しているが<sup>32)</sup>、同時に彼は、それだからこそ、労働者・農民の階級同盟の構築及びそのための「知識人」の役割の重要性を強調し、持田氏とはちがって、「市民社会」内での「私的」な諸集団での国民のためのヘゲモニー獲得の必要性・可能性を、そしてそのための闘争を強調したのである<sup>33)</sup>。彼は、「共同幻想」を自立化させるような意味では、「市民社会」及び「ヘゲモニー」概念を決してとらえていないのである<sup>34)</sup>。彼は、「公共機能」を、機械的決定論による階級抑圧のイデオロギー的ヘゲモニー機能と、いわゆる「共同幻想」と、決して理解していないといえよう。持田のグラムシ理解の誤りは、かの「国家」把握からすれば当然であるが、ここに存する。

よって持田は、教師についても、次のように一面的に強調する、「教育労働、精神労働と身体



的労働、生産的労働の区別は、私的分業社会においては、たんなる機能上の分化、区別たるにとどまらず、支配—被支配の関係を生む。かくて、教師—精神労働者は生活的実践から遊離し、『生活者』たることを疎外することによって『聖者』となるが、その『聖者』の顔が同時に『権力者』なのである。そして、このような現実基礎において、これを政治的に総括するものとして、『国家』—『国民団体』が成立し展開しているのである<sup>36)</sup> (傍点は引用者)と。ここでは、教師は、「幻想的共同」性を担いそれへ「市民」をインテグレートするヘゲモニー機能遂行者として国家によって編成されてしまった階級敵として把握されている。

さて、ここで、彼の「公教育」観に関わって一言しておかねばならない。これまで述べてきた彼の「国家」把握からは必然的であるが、ヘゲモニー機能を担うものとしてその骨格の一つともいえる彼の「公教育」は、まさしく支配階級の意志を貫徹させるための、国家の国家による国家のためのヘゲモニー体制である。彼はいう、「近代公教育は市民社会における市民個人の私事としての教育を人間の『自由』『平等』『Nationalität』の理念によって人類普遍的の価値として規範化し、国家によって保障するものといえる<sup>36)</sup> (傍点は引用者)と。つまり、引用文中の傍点で示した理念でもって、実際には支配階級の特殊利益を貫徹させるものとしてある公教育が、人類普遍的なものとして幻想化されている、と理解し強調しているのである。一言でいえば、そういう「幻想」性のうちに「市民社会」の構成員をインテグレートする、ヘゲモニー体制なのである、と理解する。それ故、「公教育」を「私事としての教育」の総体とする論を、それは公教育が国家によってかの理念でもって幻想化されていることを見落している、と批判する。つまり、この批判は、一方で確かに「福祉国家」論批判として国家の「公共機能」を通じての階級支配の企図を批判の対象とはするが<sup>37)</sup>、「公共機能」を国家の階級支配の企図と国民の要求（「普遍的要求」たるを本質的に内在するもの）との弁証法的な矛盾のうちに見ることができず、それを前者の下に全的に編成されたものであり後者については幻想的にイデオロギーとしてのみ担うものとするのである。それ故に、その批判は、他方で、というよりはむしろ方法論的には、持田によってかの幻想理念を担い支えているものとしてしか理解されなかった「市民社会」内の「私的」な諸集団（とりわけ、彼の「教育と国家」の問題観からすれば、「教育関係団体」としての教師団体、及びその理論集団・層）に対しての、その自己による全否定を迫る攻撃的批判を専らの対象とするものである。

こうした持田の論理的帰結は、グラムシの「政治社会」—「市民社会」（「強制」—「ヘゲモニー」）の概念の方法論的区別による定立<sup>38)</sup>とは異って、それらの実体主義的な理解にたつて、「市民社会」を「政治社会」から実体論的に切り離す手続をしたうえで「ヘゲモニー」を国家（「政治的国家」）の本質機能として、今度は機能主義的に実体としての「市民社会」において扱うことによるのである。そこでは、「『私事』としての教育の秩序」の「問いかえし」は実体としての「市民社会」内において自己還帰的になされることになるから、「私事」としての理論構築の中に培われてきた、権力の教育支配の排除における有効性、及びその継承発展という課題<sup>39)</sup>は、全く軽視されるのである。

彼のこうした「公教育」把握では、決して“国民のためのヘゲモニー”（彼によれば、これ自身が「幻想」として位置づけられる）を獲得していく民主的政治主体の形成のための知識人層（教師も含まれる）の役割——勿論、その役割の中には、知識人自身の自己変革の意味も含まれる——は正しく位置づけられない。すなわち、そこでは、権力者としての自己を自覚しかつ否定しない教師の教育実践は、民主教育では決してありえずその「幻想」として批判されるのみで（これでは、「意志」の有様によって教師の客観的立場が左右される、そういう危険性が存する）、客観

的対象（教師及びその教育実践、公教育）が合理的変革的にとらえられているとはいえない。まさに、公教育を支配階級の意志を注入するものとして、現にあるその一側面を全面化し、恒常的なスタティックなものとして結果的には把握しているのである。これが、彼のいう「民主・国民教育論」批判の基本的性格である。

小結：持田氏の「国家」把握における方法意識の問題に関わって総括しておきたい。

彼の方法意識は、序で示した「国家」把握における今日の要請を一般に何らかの意味で反映するが故に、「市民社会」と「政治的国家」の関係についての『経済学批判・序言』のかの「定式」<sup>40)</sup>の再検討に向けられている——少くとも、このことは確かである。だからこそ、機能主義的把握（教育行政研究においては、伊藤和衛の立論・方法意識にそれをみることが出来る）に反対しつつも、「国家」をいったんはその機能においてとらえることを試みようとするのである。そしてグラムシにも示唆を受けながら、「ヘゲモニー」概念に着目するのである。こうした試みはそれ自体としては肯首しうるのである。

しかし、彼は、「ヘゲモニー」論を展開するに際しても、「市民社会」を「政治的国家」の関連における実体としてのみとらえたままであった（この点がグラムシの方法論的区別と異なることはのべた）。論理的把握・展開における視座次元のこうした未整序・混同が、かの「定式」の継承発展の失敗は無論のこと、「市民社会」と「政治的国家」の関係の実体主義的理解にかえて陥入ったのである。そのことが、第一次的には方法論的区別による方法概念である「ヘゲモニー」概念を、実体としての「政治的国家」の機能概念と見させ、更には「政治的国家」そのものの本質概念とみさせるのである。そして彼の「国家便利論」的基調ともあいまって「ヘゲモニー」を国家の方向からのみ見て、「土台」及び「土台」と「上部構造」との関係における現実態の矛盾と結合させてみることの弱さから、「ヘゲモニー」はイデオロギーとして、「共同」的理念は「幻想」として、「幻想国家」論的志向よろしく理解されることになる。そのことは、ひるがえって、「幻想」の存在を本質的に規定している「市民社会」の有様が問われねばならない、と展開していくのである。かくして彼にとっては、実体としての「市民社会」においてかのヘゲモニーを担い支えているとされるものこそが、批判の専ら対象となるのである。だから、そのことに注目しかつ批判を向けない諸論は、すべて「幻想」を担い補完する理論的イデオロギー形態として否定される。このことは、彼によるヘーゲルとローレンツ・フォン・シュタインの再評価の視角に、端的に示されている。そのことを例示して、以上のまとめとする。

彼はいう、「市民社会と政治的国家を区別し、しかも前者を疎外体としておさえ、それを『国家』によって克服しようとしている点で、決して前近代的一絶対主義とはいえない。むしろ市民社会における『私事』としての教育の秩序に対して批判的であるという意味において『現代的』でさえあるのである」<sup>41)</sup>（傍点は引用者）と。この一文は直接的には「シュタイン」論であるが、ヘーゲルについても同様の基調である。つまり、その評価視角は、「市民社会」における疎外認識の面のみ向けられている、ということである。

### まとめにかえて

以上、教育行政研究における「国家」把握の問題状況を吟味してきたのだが、そこで我々は、基本の問題として、「政治的国家」と「市民社会」の関係把握の課題性の重要度を、ますます自覚してきた。つまり、近代の民主主義、いわゆるブルジョア民主主義が、「社会」から「国家」を分

離することによって（周知のごとく、このことはヘーゲルによって初めて明確になされた<sup>42)</sup>）、主権在民の民主的國家の理念に到達したとすれば、現代の民主主義の諸理論は、「國家」を「社會」に従属させることによって民主的社會を実現することの基調において構築されねばならない、という課題性の自覚である。

「政治的國家」と「市民社會」の分離の問題及びその克服志向について、マルクスに少しく聞いてみよう。『ヘーゲル國法論批判』から『ユダヤ人問題のために』へと継承されていくところにみられるのは、次の点である。マルクスはいう、「政治的國家が眞の完成に達したところでは人間はたんに思惟のなか、意識のなかにおいてのみならず、現実のなか、生活のなかにおいても二重の、つまり天地的と地上的の生活をいとむ、前者は政治的共同体における生活であって、ここでは彼は己れを共同物とみなしているのであり、後者は市民社會における生活であって、ここでは彼は私人として活動し、他人を手段とみなし、己自身を手段に貶しめ、余所の諸力の手玉にとられる」<sup>43)</sup>と。こうした「政治的國家」と「市民社會」の分離を実現したものを、マルクスは「政治的解放」としてとらえ、民主主義の発展・人間の解放にとっての評価を一定与えつつも<sup>44)</sup>、フランス革命のときの「人間および公民の権利の宣言」における人権（すなわち「人間の権利」と「公民の権利」の区別におけるそれ）を問題にして「公民の権利と區別された人間の権利、いわゆる人権なるものは、市民社會の成員、換言すればエゴイスト的人間、人間からまた共同体から切り離された人間の権利にほかならない」<sup>45)</sup>と批判するように、近代の民主主義において自由・平等が公的領域においてのみ主張されていることを批判し、「人間の解放」を現実的・実践的課題として提起するのである。そしてこのことを、次のように展望していた。「現実的な個体的人間が抽象的な公民を己がうちへ取り戻し、個体的人間として彼の經驗的生活のなかで、彼の個人的労働のなかで、彼の個人的境遇のなかで類的存在者となったとき、人間が彼の『固有の力』を社会的な力とみとめてこれを組織し、したがって社会的な力をもはや政治的な力の姿において己から分離することをしないとき、このときこそはじめて人間の解放の成就があるのである」<sup>46)</sup>（白丸圏点は引用者）と。そして、「人間の解放」のためのプロレタリアートの歴史的役割の発見<sup>47)</sup>（『ヘーゲル法哲学批判序論』）を経て、『共産黨宣言』の「各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件となるような一つの協同社會」<sup>48)</sup>が展望されるのである。

つまり、ヘーゲルが「國家」のうちに「市民社會」の止場をみたのに対し、マルクスは、現実の「市民社會」が階級闘争を通じて、「國家の<市民社會に向けての>代理人」（例えば官僚制）を「市民社會」の中にとりこみ（市民社會の現実的要求に根づかせ）、「市民社會の<國家に向けての>代理人」（例えば議會）をますます政治的存在たらしめる（「私的」エゴイズムの「公」への従属）ことによって、自己を解消する（それは同時に対立矛盾の他の一者である「政治的國家」の解消でもある）道筋を、すなわち、「市民社會」が自己のうちに「國家」に従属させることによって「新しい社會」（「各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件となるような一つの協同社會」）になる道筋を究明したのである。

我々は、それがあくまでも道筋であるが故に、現代におけるその道筋の具体的で多様な形態を、「政治的國家」と「市民社會」の現実的な關係分析を通じて明らかにしていかなねばならない。

こうして、社會の「政治化」と政治の「社會化」（序を参照）という今日の事態の中でマルクスのかの道筋をとらえ直してみると、「公教育」及び「教育行政」（それらの制度機構をも含めて）というのは、持田榮一流には決して一義的にとらえられない、内に民主主義的變革の契機を必然的に含むものとして理解されるし、又そう理解してこそ、今日の社會を合理的變革的に切り拓い

ていく展望を抽出しえるものであろう。つまり、それらは、「国家」から「市民社会」にむけて  
だされた装置（国家によるヘゲモニー装置）としてのみ重要な意味をもっているのではなく、  
「市民社会」が自己を「国家」として形成するうえで不可欠の媒介機能としても重要な意味をも  
っているのである、と考える。

そしてまさにこのような視角でのヘーゲル研究こそが必要とされている。持田氏のように、「  
理念的な国家」に止揚される限りでの「市民社会」及びその疎外の態様認識をヘーゲルから導び  
きだすだけでなく（確かに、ヘーゲルの国家・社会理論がその観念論的性格のゆえに有する否定  
しえない基本的特徴であるが）、ヘーゲルが「政治的国家」と「市民社会」を弁証法的な矛盾関  
係においてとらえていたこと、「理念的な国家」と「経験的な国家」と区別しかつその後者の基  
礎として「市民社会」をとらえていたこと、そして「市民社会」の中に異質な現象（「欲求の体  
系」「司法」「警察」「職業団体」等）を組みこむことによって、少くとも「国家の〈市民社会  
に向けての〉代理人」の側面だけでなくむしろ「市民社会の〈国家に向けての〉代理人」の側面  
をかの弁証法的矛盾関係において変革的にとらえようとしていること、これらをその内容におけ  
る更なる解明と同時に総合的にひきだすことが重要ではないであろうか<sup>49)</sup>。今後の重要な課題の  
一つであろう。

そして、更にいえば、このような方法視角こそ、「内的・外的事項」区別論及び「私事性の共  
同化」としての「公教育」論を、それが有する弱点をそれとして指摘しつつも<sup>50)</sup>、その権力的統制  
批判の質と権力の民衆統制の質において、相当かつ正当に継承・発展させることができるのでは  
ないであろうか。つまり、一つに、それらの論は確かに権力を排除するその論理において定立さ  
れる「教育」（「内的事項」）概念に事実としての権力と教育との関わりを反映しきれない弱点  
を有するが、排除するということはその逆理の意味において事実としての権力と教育との関わり  
を自覚していることを意味しているのであり、我々はそのことをこそより発展的に継承してい  
かねばならない、ということなのである。また、そのことと必ず有機的連関をもってだが、他の一  
つには、たとえ「私事の共同化」という論理構築であれ、「私」を克服し「公」を創造していく  
、換言すれば「市民社会の〈国家に向けての〉代理人」をより多様にかつ豊かに創造しようとす  
る「市民社会」自身の、あるいは国民の営為を相当に反映しているということである。このこと  
は、何故にそれらの論が国民のかの営為を反映しているのかという方法論的かつ理論上の問題  
の解明と同時に、その具体的方途の追求を、我々の自覚的課題とせねばならない、ということであ  
る。どれもこれも残された大きな課題であるが、教育行政研究における「国家」把握とは、まず  
第一に、上述の道筋を更に説得あるものとして豊かにさし示すことをその任務とせねばならない  
。そしてかの具体的方途の追求のための「導びきの糸」たることを任務とせねばならない。また  
、そのような問題自覚をもった「教育行政研究における『国家』把握」こそが、今日的に要請さ  
れているといえよう。

約言すれば、教育行政研究における「国家」把握は、その方法意識において、従来の「国家  
と教育の自由」の枠にとどまらず、「各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件となるような  
一つの協同社会」の創造という根底的で包括的な意味をもって、あらためて「国家と教育と自由  
」の課題性<sup>51)</sup>に自覚的にあらねばならない、ということである。（1977年9月脱稿）

以上

註

- 1) 用語自体の解説にもふれて、補註を少しくおこなっておきたい。さて、国家は支配階級の特殊利益へ共同利益を全社会的規模で従属的に編成し、この特殊利益が媒介されるところの幻想的共同体なのである。こうした意味での国家の「幻想」性を、つまり国家そのものの「幻想」性を、経済的諸関係の反映およびそれに対する相対的独自性という範疇とは無縁な「共同幻想」(吉本隆明)・「イデオロギーの体系」(津田道夫)等々のそのものとして国家を把握することによって、ますます観念論的に自立化させていく、こうした方法論的志向の国家論を「国家の「幻想」論」と呼んでいる。そしてその国家論は、国家の「幻想」性をかの「幻想的共同体」に関する諸幻想と混同して自立化させることによって、自らも国家に関する幻想となる(これが、いわゆる「幻想国家」論の方法論の本質であり、その帰結である)。まさに客観的対象である国家とは何ら真なる反映的きりむすびを有さない「国家幻想」、その意味での「「幻想」の国家論」の主なる一つに転ずるのである。 影山日出弥「『幻想』の国家論と国家の『幻想』論」(『現代の眼』1969年11月号)を参照されたい。
- 2) K・マルクス『ユダヤ人問題のために』。
- 3) 石母田正「国家史のための前提について」(『歴史評論』1967年5月号)。藤田勇「レーニンの国家論について」(『経済』1970年4月号)。田口富久治「国家論の現状と課題」(『現代と思想』第2号、1970年12月刊)。
- 4) 私は、マルクス『序言』(『経済学批判』の「序言」)における史的唯物論のいわゆる「定式」に関する山之内靖の次のような理解の中に、学ぶべき点を多くみるのである：「いかなる歴史的経過をとりながら、いかなる論理的展開によって、市民社会のうちに内包された諸根拠は『法的諸関係や国家諸形態』として、上部構造の諸体制へと具体化されてゆくのであろうか。きわめて重大な意味をもつこのような問いに対しては、しかし『序言』の叙述は満足すべき説明を与えていない。『序言』におけるいわゆる唯物史観の定式は、『現実の土台』たる『生産諸関係の総体』のうえに『法的、政治的上部構造』がそびえたつ、という二元的な図式を画き出すにとどまっているのである。現実の土台に内包されていかなる根拠がいかに展開して上部構造としてそびえたつにいたるかということ、このことが方法的に指摘されていないかぎりでは、それはなおアプリアリに二元的な図式だといわれなければならないであろう。」(山之内『社会科学の方法と人間学』、岩波書店、1973年、15頁・他)と。傍点は引用者。
- 5) 加茂利男「マルクス主義国家論の復元・発展・偏倚——『国家と共同体』・『国家と市民社会』の問題にそくして——」(『マルクス主義法学講座・7・現代法学批判』、77頁、日本評論社、1977年)。
- 6) いわゆる「政治システム論」=サイバネティックス・モデルは、ブルジョア的ではあるが、本文に示した今日の要請(端的に表現すれば、社会の「政治化」と政治の「社会化」という今日事態からの要請)に応えようとしたものである、といえよう。加茂前掲論文参照。102~3頁。
- 7) 兵頭泰三「教育行政研究の課題と方法・行政学的方法による研究」(日本教育行政学会年報1・『現代における教育と国家』、教育開発研究所、1975年)。本論文では、以下この年報を『学会年報1』と略記する。〔注記：上記文献では、「兵頭」が「兵藤」と誤記されている〕
- 8) 加茂利男「『システム史観』の形成と政治認識」(前掲『現代と思想』第2号)、272頁。伊藤護也「現代の法学論批判—論理実証主義批判」(前掲『マルクス主義法学講座・7』)をも参照。
- 9) このことは、次のスタンダードな文献の論述にも読みとることができるように、いまや一定の常識となってきた。  
Walter G. Hack etc., 'Educational Administration,' 1971.  
とくにその所収論稿の、  
E. G. Bogue, 'A Conceptual Synthesis for the Educational Administrator.'
- 10) 岩崎允胤『現代社会学科学方法論の批判』参照、未来社、1974年、第7刷。
- 11) 「政治」の定義に秀れてそうした特徴をみることができよう。例えば、「政治の研究は、影響力をもつ者の研究である」(ラスウェル)とか、「経験科学としての政治学は権力の形成と配分の過程の研究である」(ラスウェル、キャプラン)とか、「政治は、社会のための価値の権威的配分である」(イーストン)にである。  
H. Lasswell, 'Politics: Who gets what, when, how,' 1936.

- H. Lasswell & A. Kaplan, 'Power and Society,' 1950.  
D. Easton, 'The Political System,' 1953, and 'A Framework for Political Analysis,' 1965.
- 12) 私自身も、国家には、「公共的機能」と「階級支配の機能＝暴力的抑圧機能」の二重の機能の存することは認めるのである。しかし、一般に「二重機能」論といわれるのは、その把握の仕方に関係があり、二つの別個の機能としてとらえることにより、客観的には「公共機能」を国家の本質とする論をいうのである。熊野聡『共同体と国家の歴史理論』を参照、青木書店、1976年。
  - 13) 熊野聡・前掲書では次のように総括されている、「階級社会ではすべての社会的なことが階級的なこととしてあらわれるのであり、公共の機能もそれがはたされるためには、階級的な性格をとらざるをえない、階級抑圧は公共機能と別個にあるのではなく、公共機能が遂行される形式なのだということである。……階級抑圧の対象となる階級は、社会の内部の階級であるということである。」(34頁)と。
  - 14) 熊野前掲書参照、34～35頁。
  - 15) 兵頭前掲論稿、175頁。
  - 16) 1965年7月の日教組機関誌『教育評論』に始る。同年10・12月の同誌をも参照されたい。
  - 17) 宗像誠也「教育政策と教育運動」(岩波講座『現代教育学3』、1961年)。
  - 18) 宗像前掲「教育政策と教育運動」参照。
  - 19) 共同研究「現代における教育と国家—教育行政学の課題と展望」(前掲『学会年報1』に所収)における伊藤和衛氏の問題提起(以下、伊藤「問題提起」と略す)。36頁。
  - 20) 前掲伊藤「問題提起」、36頁。
  - 21) 註(19)(20)における伊藤の論旨についてだが、註(19)相当引用文における、「その重要な課題である」として伊藤の課題認識からは、ただちに註(20)における「そのような二者分裂的なとらえ方でなく」という課題そのものの否定を意味する認識に、論理的にはつながらないと考える。しかし本文では、註(20)引用文にその意味するところがあると好意的に解してとりあげた。このことのご了解を読者諸氏にお願いしたい。
  - 22) 伊藤前掲「問題提起」、37頁。
  - 23) F・エンゲルスはデューリングの方法を批判する中で、私のこの部分における伊藤批判と同旨の論を展開している；「それ(方法)は、ある対象の諸性質を、対象そのものから認識するのではなく、その対象の概念から論証的にみちびきだすという方法である。まずはじめに、対象から対象の概念をつくりだし、ついで、ほこききをかえて、対象をその模写である概念によってはかるのである。そこで、概念が対象にのつるのではなく、対象が概念にのつることになる」(『反デューリング論』大月書店・研究版、116頁)と。
  - 24) 持田栄一「教育行政理論における『公教育』分析の視角」(前掲『学会年報1』に所収)、53頁。
  - 25) 持田前掲論稿、53～54頁。
  - 26) 持田前掲論稿、58頁。
  - 27) マルクス・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』(国民文庫版)、64頁。
  - 28) 前掲『ドイツ・イデオロギー』、64頁。
  - 29) 山科三郎「私怨と自己否定の教育思想」(『文化評論』1974年2月)、65頁。
  - 30) 影山日出弥『国家イデオロギー論』、48～55頁参照、青木書店、1973年。
  - 31) 持田前掲論稿、59頁。
  - 32) 『グラムシ選集・Ⅲ』(合同出版社)、88頁他。
  - 33) 前掲『グラムシ選集・Ⅲ』、92～94頁。『グラムシ問題別選集・Ⅱ』、114～115頁。
  - 34) 竹村英輔「グラムシの政治社会＝市民社会論」(前掲『現代と思想』第2号)、22頁・他参照。
  - 35) 持田前掲論稿、57頁。
  - 36) 持田前掲論稿、59～60頁。
  - 37) 多数の編・著書があるが、一例として持田栄一著『「生涯教育論」批判』(明治図書、1976年)をあげておく。
  - 38) 竹村前掲論文参照、35～36頁等。
  - 39) 拙論「教育行政における『内的・外的事項』論の吟味」(京都大学教育学部紀要、第22号、1976年)を参照。

- 40) マルクス『経済学批判〔序言〕』（国民文庫版），15頁。本論文の稿の註(4)をも参照。
- 41) 持田前掲論稿，63頁。
- 42) 「ヘーゲルは、これらの諸カテゴリーを弁証法的観点で研究した最初の人である。『社会』と『国家』の概念を境界づけたことだけではなくて、市民社会の構成員の相互関係を生産者と消費者として明らかにしたこともまた、彼の功績である」として、確認されている。  
Elchon Lwowitzsch Rosin, 'Hegel über die Dialektik von Staat und Gesellschaft.'  
(“Dialektik-Staat-Recht.” Berlin, 1976.) S. 89.
- 43) 『ユダヤ人問題のために』（国民文庫=30・『ヘーゲル法哲学批判序論』所収），289頁。
- 44) 『ヘーゲル国法論批判』（前掲・国民文庫=30に所収），144頁。  
「政治的諸身分を社会的諸身分に変え、そのためにキリスト教徒が天国にあっては平等で、地上にあっては不平等であるように、個々の国民が彼らの政治的世界の天国にあっては平等で、社会の地上的生活にあっては不平等となるようにしたのは、歴史の一進歩」（白丸圏点は引用者）とあるように。
- 45) 前掲『ユダヤ人問題のために』304頁。
- 46) 前掲，313頁。
- 47) 『ヘーゲル法哲学批判序論』（前掲国民文庫=30），346・349頁他。
- 48) 『共産党宣言』（国民文庫=1），56頁。
- 49) 註(42)で示した独文献は、1974年にモスクワで開かれた第10回国際ヘーゲル学会でのマルクス・レーニン主義国家・法理論の論議を収録したものであるが、先の論稿でも、直接的な言及ではないにしろ、本文で示した問題意識がうかがえるのである。それは以下のように問題提記している。「人倫的精神が国家へと客体化されていくその個々の段階の分析、それよりも市民社会の探究が先行する。そのように『法の哲学』〔ヘーゲルのそれ〕は構想されているのである。ヘーゲルはまた、徹頭徹尾、市民社会が国家に先行するという見解をとってきた。いずれにせよ、ヘーゲルは、市民社会を具体的な経験的な国家の基礎とみなしていた、と仮定すべき理由はある（市民社会についての彼の独特な見解は矛盾的であったのだが、市民社会の解剖学の中に、彼は、欲求の体系、司法、警察そして職業団体といった異質の現象を組み込んだのである）」と。90頁（S. 90）。
- 50) 前掲の拙論を参照されたい。
- 51) この課題性はさらに自由論の範疇からの照射を必要不可欠なものとして要請するが、これについては、稿を改めて一考したい。  
(本学部助手)